

1. 第3次熊本市環境総合計画の概要について

○第3次熊本市環境総合計画の位置づけ【第1章】

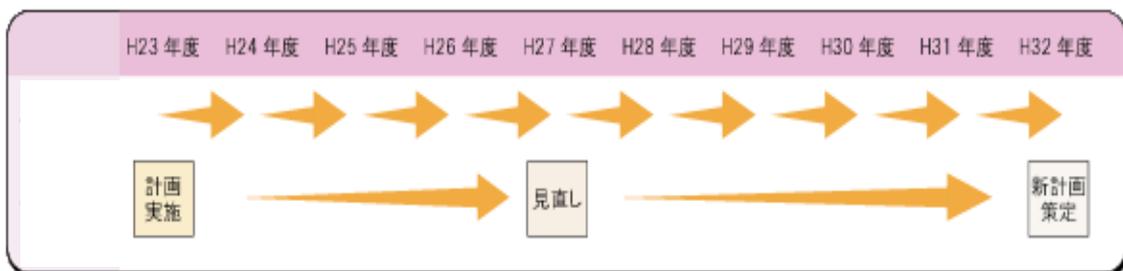
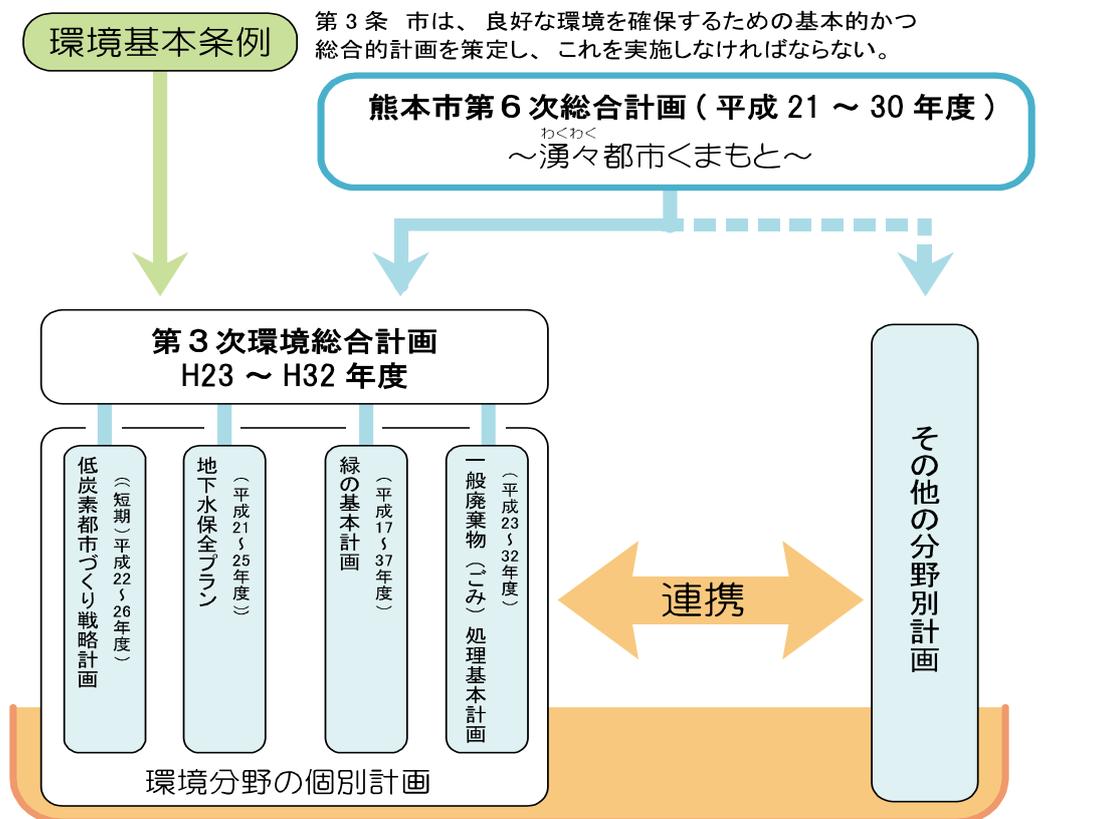
第3次熊本市環境総合計画は、熊本市環境基本条例第3条に規定する「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、平成23年に策定された。

環境分野の長期的な方向性及び目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割と取り組みの方向を明らかにしている。

【対象とする地域】熊本市全域

【計画期間】平成23年度から平成32年度までの10年間  
平成27年度は5年目の中間見直し年と規定している。

■計画の位置づけ（体系図）



2. 第3次熊本市環境総合計画中間見直しについて

計画の中間年度である平成27年度に、社会経済状況の変化や新たな環境問題に対応するため、第4章「基本計画」を中心に見直しを行う。

①見直しの背景

**関係法令や関連計画の制定・改正**

- 環境教育等促進法の改正(環境教育等行動計画策定、体験の機会の場の認定、等)
- 生物多様性に係る条例の制定や地域戦略の策定
- 関連計画の制定・改定(低炭素都市づくり戦略計画、新総合計画、地方創生戦略、等)

**新たな環境問題への対応**

- 火力発電の割合増加によるCO2排出量の増大や、再生可能エネルギーへの転換の必要性
- 大気(PM2.5)や地下水の質(硝酸性窒素)等の問題

**社会経済状況などの変化**

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 国のエネルギー政策の動向や経済情勢

**先進的な環境課題に対する取り組み**

- 水素社会の実現 等

**実績等による見直し**

- 策定後の環境施策の状況や、市民アンケートの結果を検証



これらの背景を踏まえ、中間見直しについて環境審議会に諮り検討をすすめる。

②第4章「基本計画」成果指標・参加指標及び関連計画等の調査結果について  
(平成27年2月19日付、環境政策発第663号にて全庁照会)

- 成果指標・参考指標一覧…別紙1
- 成果指標・参考指標一覧(見直し項目抜粋)…別紙2
- 関連計画等改定状況調査結果…別紙3

3. 今後のスケジュールについて  
「別紙4」参照

審議事項① 第3次熊本市環境総合計画の中間見直しについて  
成果指標・参考指標一覧

環境目標	中目標	小目標	成果指標	参考指標	当初実績値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
計画全体の成果指標			良好な環境が守られていると感じる市民の割合(6総アンケートより)		66.1%	64.5%	69.6%	72.7%	74.1%	
1 豊かな水と緑をまもり生き物を育む都市をつくる	1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる		地下水が市民共有の財産として守られていると感じる市民の割合(6総アンケートより)		51.9%	49.0%	51.1%	54.6%	58.7%	
		1-1-1 豊かな地下水をまもる	地下水人工かん養量		1,583万㎡	1,557万㎡	1,810万㎡	1,384万㎡	1,622万㎡	
			地下水採取量		10,745万㎡(平成20年度)	11,607万㎡	11,367万㎡	11,240万㎡		
			市民1人1日あたりの生活用水使用量		237ℓ/人・日	235ℓ/人・日	230.8ℓ/人・日	228.9ℓ/人・日	227.5ℓ/人・日	
	1-1-2 清らかな地下水をまもる		硝酸性窒素濃度(10mg/ℓを超過した井戸の割合)		17.2%(122本中21本)	18.3%	15.0%	18.1%	16.0%	
	1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる		街なかに緑が多いと感じる市民の割合(6総アンケートより)		69.9%	66.5%	68.4%	73.0%	73.7%	
	1-3 人と生きもののつながりについて学び、まもる		生物多様性について知っている市民の割合(平成23年度)		17.5%			19.1%	20.2%	
2 くまもとの風土を活かした都市をつくる	2-1 歴史文化をまもり、育てる		過去1年間に歴史的文化遺産に触れた市民の割合(6総アンケートより)		49.8%	45.6%	46.5%	43.7%	45.1%	
		2-1-1 歴史的文化遺産等を保護し、継承する	熊本城復元整備基金への募金額(累計)		3億8千万円	4億5千万円	4億8千900万円	5億3千40万円	5億5千600万円	
			指定文化財件数		234件	240件	248件	253件	254件	
	2-1-2 環境資源等を活かした産業を育てる		熊本城入園者数		171万人	144万人	158万人	158万人	165万人	
	2-2 魅力ある都市空間をつくる		街並みが美しいと感じる市民の割合(6総アンケートより)		47.3%	45.6%	47.4%	50.9%	50.0%	
		良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合(6総アンケートより)		57.5%	56.5%	58.8%	59.2%	57.0%		
3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる	3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる		市民1人1日当たりのごみ排出量(集団回収除く)		1,037g	970g	976g	955g	947g	
			家庭ごみのリサイクル率		16.5%	19.8%	21.3%	21.4%	22.3%	
	3-1-2 適正なごみ処理を実施する		年間のごみ埋立処分量		6,818t/年	6,321t/年	6,172t/年	5,681t/年	5,613t/年	
4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる	4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する		温室効果ガス削減率※1(平成19年度比)		△6.0%(平成20年度)	△5.9%	11.1%	18.0%		
		4-1-2 環境にやさしい交通を推進する		公共交通機関利用者数		5,374万人	5,357万人	5,578万人	5,554万人	5,672万人
		4-1-3 低炭素型ライフスタイルを実践する		マイバッグ持参率(無料配布中止店舗平均)		82.3%(平成22年3月)	82.3%	81.5%	81.8%	81.5%
5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる	5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしを守る		大気環境基準達成率※3		80.8%	65.4%	53.8%	80.8%	80.8%	
		5-1-1 さわやかな大気をまもる	二酸化窒素濃度(自動車排出ガス測定局)※4		0.035ppm	0.037ppm	0.020ppm	0.020ppm	0.019ppm	
			浮遊粒子状物質の大気環境基準達成率		100.0%	42.9%	0.0%	100.0%	100.0%	
		5-1-2 騒音・振動のないまちをつくる		自動車騒音環境基準達成率		85.0%(暫定値)	86.3%	91.3%	95.5%	96.5%
		5-1-4 有害化学物質による汚染を防ぐ		大気中のダイオキシン類濃度(一般環境)【pg-TEQ/㎡】		0.034	0.031	0.047	0.022	0.050
		5-1-6 安全・安心な暮らしをまもるため調査研究し情報を発信する		測定計画検査数達成率		100.0%		100.0%	100.0%	100.0%

目標年	目標値	指標の見直しについて	担当課	目標値の数値根拠計画等
平成32年度	75.0%	6総関連	環境政策課	第6次熊本市総合計画
平成32年度	70.0%	6総関連	水保全課	第6次熊本市総合計画
平成25年度	3000万㎡	目標年の見直し	水保全課	第2次熊本市地下水保全プラン
平成25年度	10,468万㎡	目標値・目標年の見直し	水保全課	第2次熊本市地下水保全プラン
平成25年度	230ℓ/人・日	目標値・目標年の見直し	水保全課	第2次熊本市地下水保全プラン
平成25年度	5%以下	目標年の見直し	水保全課	第2次熊本市地下水保全プラン
平成32年度	82.0%	6総関連	環境共生課	第6次熊本市総合計画
平成32年度	増加	継続	環境共生課	-
平成32年度	62.0%	6総関連	文化振興課	第6次熊本市総合計画
	7億円	継続・6総関連	熊本城総合事務所	第6次熊本市総合計画
平成30年度	300件	継続・6総関連	文化振興課	第6次熊本市総合計画
平成30年度	200万人	継続・6総関連	熊本城総合事務所	第6次熊本市総合計画
平成32年度	57.0%	6総関連	開発景観課	第6次熊本市総合計画
平成32年度	65.0%	6総関連	建築指導課	第6次熊本市総合計画
平成32年度	881g	継続	廃棄物計画課	熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
平成32年度	30.0%	継続	廃棄物計画課	熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
平成32年度	4,432t/年	継続	廃棄物計画課	熊本市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
平成32年度	△24.0%※2	目標値の見直し	温暖化対策室	熊本市低炭素都市づくり戦略計画改訂版
平成30年度	増加	継続・6総関連	交通政策総室	第6次熊本市総合計画
平成32年度	90.0%	新たな指標の設定	温暖化対策室	熊本市低炭素都市づくり戦略計画改訂版
平成32年度	現状維持	新たな指標の設定	環境政策課	第6次熊本市総合計画
平成32年度	現状維持	継続	環境政策課	-
平成32年度	100.0%	新たな指標の設定	環境政策課	-
平成32年度	現状維持	継続	環境政策課	-
平成32年度	現状維持	継続	環境政策課	-
平成32年度	100.0%	継続	環境総合センター	-

※1 温室効果ガスの排出量及び削減率の目標値は、新市域(合併3町を含む)における数値です。

※2 平成26年度末見直し予定。

※3 大気環境基準達成率は、常時監視測定局で測定された、環境基準が定められた項目(二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント)の達成状況を表しており、当初実績値80.8%は、光化学オキシダントを除くすべての項目で基準を達成した数値です。

なお、光化学オキシダントについては、全国的に見ても、大気環境基準を達成した測定局数の割合は0.1%前後で推移しており、基準の達成が非常に困難な状況です。

※4 二酸化窒素濃度(自動車排出ガス測定局)の当初実績値は、大気環境基準(0.06ppm)を達成しており、かつ、近年の実績において最も低い数値です。

審議事項① 第3次熊本市環境総合計画の中間見直しについて

成果指標・参考指標一覧(見直し項目抜粋)

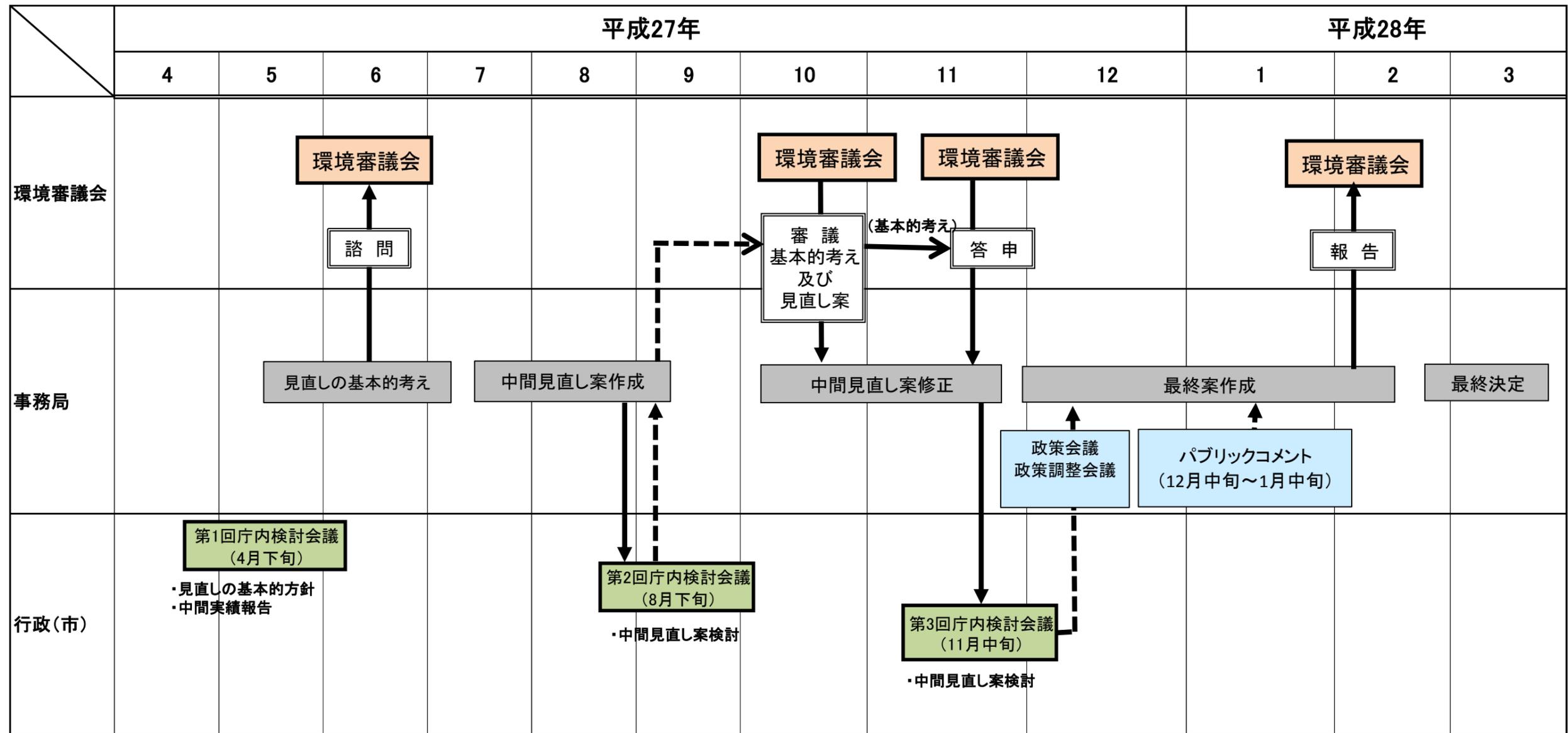
成果指標	参考指標	当初現況値 (基準値)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	当初 目標年	当初 目標値	目標値の達成見込み について	見直し経緯	新たな 基準年	新たな 基準値	新たな 目標年	新たな 目標値	目標値 根拠	担当課
環境目標1 豊かな水と緑をまもり生き物を育む都市をつくる 中目標1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる 小目標1-1-1 豊かな地下水をまもる																
地下水人工かん養量		1,583万㎡	1,557万㎡	1,810万㎡	1,384万㎡	1,622万㎡	平成25年度	3,000万㎡	未達成(確定)	白川中流域における湛水事業において、活用可能な転作田が限界にあり、今後、新たなかん養事業を検討し、第2次地下水保全プランにおいても、目標を継続。	変更なし	平成30年度	3,000万㎡ (変更なし)	第2次熊本市地下水保全プラン	水保全課	
地下水採取量		10,745万㎡ (平成20年度)	11,607万㎡	11,367万㎡	11,240万㎡		平成25年度	10,468万㎡	達成に向けて順調に推移(旧市内における採取量では前年度比△1.0%程度で推移)	政令市移行に伴う3町合併により、目標値を調整し設定。	変更なし	平成30年度	11,117万㎡	第2次熊本市地下水保全プラン	水保全課	
市民1人1日あたりの生活用水使用量		237ℓ/人・日	235ℓ/人・日	230.8ℓ/人・日	228.9ℓ/人・日	227.5ℓ/人・日	平成25年度	230ℓ/人・日	達成(確定)	目標を達成したことにより、目標値の見直し。	変更なし	平成30年度	218ℓ/人・日	第2次熊本市地下水保全プラン	水保全課	
環境目標1 豊かな水と緑をまもり生き物を育む都市をつくる 中目標1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる 小目標1-1-2 清らかな地下水をまもる																
硝酸性窒素濃度 (10mg/ℓを超過した井戸の割合)		17.2% (122本中21本)	18.3%	15.0%	18.1%	16.0%	平成25年度	5%以下	未達成(確定)	地下水は、一旦汚染されてしまうと、その改善までに長期間を要することから、第2次地下水保全プランにおいても、目標を継続。	変更なし	平成30年度	5%以下 (変更なし)	第2次熊本市地下水保全プラン	水保全課	
環境目標4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる 中目標 4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する																
温室効果ガス削減率※1 (平成19年度比)		△6.0% (平成20年度)	△5.9%	11.1%	18.0%		平成32年度	△24.0%※2	平成26年度末見直し	平成26年度末に改定。	変更なし	平成32年度	△6.2%	熊本市低炭素都市づくり戦略計画改訂版	環境政策課 温暖化対策室	
環境目標4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる 中目標 4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する 小目標4-1-3 低炭素型ライフスタイルを実践する																
マイバッグ持参率 (無料配布中止店舗平均)		82.3% (平成22年3月)	82.3%	81.5%	81.8%	81.5%	平成32年度	90.0%	当初実績値よりほぼ横ばいであり、目標値の達成に向けた更なる取り組みが必要である。	小目標が「低炭素型ライフスタイルを実践する」であることから、より市民のライフスタイル全般に関わりのある「市民1世帯当たりのCO2削減量」を指標とする。	平成24年度	-	平成32年度	△1,002kg	熊本市低炭素都市づくり戦略計画改訂版	環境政策課 温暖化対策室
環境目標5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる 中目標5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしを守る																
大気環境基準達成率※3		80.8%	65.4%	53.8%	80.8%	80.8%	平成32年度	現状維持	現在のところ現状維持を達成できている。	第6次熊本市総合計画見直し時に変更予定	未定	未定	未定	未定	-	環境政策課
環境目標5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる 中目標5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしを守る 小目標5-1-1 さわやかな大気をまもる																
浮遊粒子状物質の大気環境基準達成率		100.0%	42.9%	0.0%	100.0%	100.0%	平成32年度	100.0%	現在のところ目標値を達成している。	浮遊粒子状物質の環境基準は、黄砂等の外的要因による一時的な濃度上昇で達成できなくなるので、長期的な判断ができる年平均値(全測定局分)に変更する。	未定	未定	未定	未定	-	環境政策課

局名	課名	第3次総合計画策定以降に策定・改定された計画等について					その他見直しが必要なもの
		計画名	策定(改定)年月日	計画の趣旨・概要	見直しの要点	左記以外の新たな施策の実施・変更	
市長政策総室	政策企画課	(仮)新熊本市総合計画	H28年度末				
総務局	該当なし回答						
財政局	資産マネジメント推進室	公共施設等総合管理計画	H28年度末	本市において高度経済成長期を中心に整備してきた、市営住宅、学校施設及び庁舎等建築物並びに道路橋りょう等インフラ資産が今後一斉に更新時期を迎える。そのため、本市では、国の要請(総務大臣通知:H26.4.22)を踏まえて、本市の公共建築物及びインフラ資産(道路橋りょう・上下水道等)の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」を平成28年度末に策定する予定である。			
市民局	該当なし回答						
健康福祉子ども局	該当なし回答						
環境局	環境政策課						
	環境政策課温暖化対策室	低炭素都市づくり戦略計画	H27.3	本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進することで、本市を低炭素社会へと転換するとともに、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に貢献する。	東日本大震災以降、我が国の地球温暖化対策やエネルギー政策をとりまく状況が変わり、国においても新たな温室効果ガス削減目標やエネルギーミックス等について見直しの議論が行われている。戦略計画は、このような国等における地球温暖化対策の動向、社会・経済情勢等に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、平成26年度は、戦略計画に位置づける短期目標の最終年度に当たることから、これまでの短期目標の達成状況等を分析し、更に取組を押し進めていくことで低炭素化を通じた活力ある持続可能な地域づくりを目指す。さらに、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」のみならず、差し迫った温暖化の影響への対処として「適応策」についても盛り込んでいる。		
	環境共生課						「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例」制定
	水保全課	第2次熊本市地下水保全プラン	H26.3	近年、地下水位の横ばい若しくは上昇傾向が見られるものの、更なる水量保全対策が必要であり、また、水質については、硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、以前として予断を許さない状況を踏まえ、熊本市民が将来に亘って地下水を享受できるよう、市民、事業者及び行政が一体となり、量・質の両面から取り組むべき地下水保全の施策を明らかにするもの。	地下水量の保全・・・湛水事業や水源かん養林整備等の既存事業の継続と新たなかん養対策の検討。節水対策強化。地下水質の保全・・・喫緊の課題である、硝酸性窒素削減対策の強化。広域連携・協働・・・広域的な地下水保全対策が必要なため、県や関係市町村、新たな組織と連携し中心的な役割を担う。水ブランドの推進・・・地下水保全活動の裾野拡大を図るとともに、国内外に向けて地下水都市熊本の魅力を発信。	地下水量の保全・・・既存事業継続 地下水質の保全・・・本市の重要なかん養域である東部地区に、硝酸性窒素濃度上昇の主因である、家畜排せつ物の適正処理及び堆きゅう肥の広域流通を図るための施設を整備。 広域連携・協働・・・広域的な地下水保全の取り組みを推進するため、平成24年4月(公財)くまもと地下水財団を設立。水ブランドの推進・・・2013国連「生命の水」最優秀賞の受賞を機に、「地下水都市・熊本」の魅力を国内外に積極的にPR。	
		第3次熊本市硝酸性窒素削減計画	H27.3	地下水の硝酸性窒素汚染は、施肥や家畜排せつ物による農地への過剰な投入が原因とされており、全国でも深刻な問題となっている。 本市においても、北部地域、植木町地域、北西部地域、東部地域で環境基準を超過する井戸が存在し、硝酸性窒素による地下水汚染が確認されており、特に熊本市の主要な地下水流の上流部に位置する東部地域の多くの井戸で上昇傾向を示している。 本計画は、こうした状況を踏まえて、地下水中の硝酸性窒素濃度削減のための具体的施策を定めるもの。	○第2次熊本市硝酸性窒素削減計画で定めた施策の体系の整理 ○各区における発生源ごとの硝酸性窒素負荷量を推計し、施策と目標値についても可能な限り区ごとに設定 ○熊本県が推進する「くまもとグリーン農業」を施策と目標値に導入	本市の重要なかん養域である東部地域において、硝酸性窒素濃度上昇の主因である家畜排せつ物対策として、良質堆肥の生産と広域流通を図るための処理施設を公設で整備する計画を推進している。	
	廃棄物計画課						平成27年度中に熊本市一般廃棄物処理基本計画(H23-32)の中間見直しを予定している。

局名	課名	第3次総合計画策定以降に策定・改定された計画等について					その他見直しが必要なもの
		計画名	策定(改定)年月日	計画の趣旨・概要	見直しの要点	左記以外の新たな施策の実施・変更	
農水商工局	農業政策課	熊本市農水産業計画	H25.3	第6次総合計画の個別計画として位置づけ、具体的な事業及び成果指標を示す実施計画を策定し、国・県・市の関連する計画との連携による総合的な取り組みを行い、「農水産業の持続的発展」を目標に掲げ、夢のある・稼げる・やりがいのある農業の実現を図るもの。	平成30年の目標である成果指標を追加	①社会情勢に応じてより重点的に取り組む施策を策定 ②平成24年度の指定都市移行に伴い、新たに特色ある地域別(区)の振興方針を策定	
観光文化交流局	該当なし回答						
都市建設局	都市政策課	第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想	H26.3	全体構想にて示された都市構造の将来像である「多核連携都市」に向けた基本方針を示すとともに、政令指定都市移行により設置された区の範囲ごとに都市政策上の主な取り組みを体系的に明らかにする。		現在、立地適正化計画の策定に向けて取り組んでいるところ。	
	道路整備課	熊本市道路整備プログラム	H24.11	住民ニーズや交通環境の変化に対応した道路整備を行うためのプログラム	政令市移行に伴う社会情勢の変化などに対応するため、優先整備路線の見直し。		
		熊本市自転車利用環境整備基本計画	H23.6	コンパクトなまちづくり、中心市街地活性化、低炭素都市づくりのための自転車利用促進計画	安全快適な空間整備や駐輪施設整備など、自転車利用を促進し良好な都市環境を形成するための見直し。		
		熊本市橋梁長寿命化修繕計画等	H26.3	事後保全から予防保全・監視保全への政策転換による管理橋梁の修繕等にかかる費用の縮減のための計画	新たに策定		
	交通政策総室	熊本市公共交通ランドデザイン	H24.3	政令指定都市移行後の新しい熊本づくりにおける交通体系として、広域交通と熊本城を中心とした中心部などへのアクセス強化や、超高齢社会の到来を見据えた公共交通の充実などについて、現行の都市交通マスタープランなどを踏まえ、課題等を明らかにし、現在の交通インフラを最大限に活用しながら、どのような手法で実現していくのか等を示している。			
		公共交通基本条例	H25.3	公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを進めることを明確したものであり、公共交通の維持・充実に関する基本的な施策を規定している。			
		第2次熊本市自転車利用環境整備基本計画 第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画	H23.6 H24.3	自転車を近距離移動における交通手段の一つとして捉え、自転車がより安全により快適に走行できる空間整備と駐輪施設を確保することで、近距離移動における自転車利用を促進し良好な都市環境の形成を目指すことを目的とする。 また、実施計画に基づき各施策を実行する。	自転車を近距離移動の交通手段として位置付け、 ①自転車走行空間整備 ②駐輪場整備 ③交通ルール・マナーの普及 ④有料レンタサイクル実施の導入の4部構成とした		
	バス路線網再編実施プログラム	H25.3	公共交通ランドデザインで描いた「日常生活を支えるバス路線網の再編」を具体化するため、共通時刻表の導入や競合路線のダイヤ調整及び効率的なバス路線網・運行体制の構築などに必要な項目を掲げたもの。				
交通局	該当なし回答						
上下水道局	該当なし回答						
教育委員会事務局	該当なし回答						

環境総合計画中間見直しスケジュール(平成27年度予定)

別紙4



見直し方法

(1) 環境審議会

環境基本条例第10条に基づき設置された学識経験者、市民、市民団体、事業者等で構成される審議会。市長からの諮問に応じ、中間見直しについて審議し、答申を行う。

(2) 庁内検討会議

庁内における見直し実施体制として、見直しに関する意見の調整や各局の取りまとめ等を目的として、関係局主管課等からなる庁内検討会議を設置し、また環境保全事業所管課において、取組の進捗状況の確認や数値目標・指標や施策の見直し等を行っていく。

(3) パブリックコメント

中間見直しについて広く市民の意見を求めるため、素案に関するパブリックコメントを実施する。